

道州制・地方財政制度調査検討会

第5回 道州制分科会 事項書

日時 平成19年12月18日(火)
13:00～15:00

場所 議事堂6階601特別委員会室

1. 三重県の実施状況の報告と意見交換(1時間15分)

- (1) 三重県の実施状況に対する考え方
- (2) 三重県から市町への事務移譲の状況(特例市等制度や他県事例紹介含む)
- (3) 県域を越えた広域行政の実施状況
- (4) 意見交換

2. これまでの有識者講演会等の概要等(20分)

- (1) 第1回～第4回分科会の論点概要
- (2) 国の地方支分部局の業務等一覧と地方分権改革推進委員会等の対応
- (3) 全国議長会の検討状況

3. その他(委員協議)

道州制・地方財政制度調査検討会
第5回 道州制分科会

平成19年12月18日

政 策 部

< 配付資料 >

- 1 道州制の議論と三重県の考え方
- 2 三重県から市町への事務移譲の状況
- 3 県域を越えた広域行政の取組状況

1 道州制の議論と三重県の考え方

平成 19 年 12 月 18 日

(1) 政府による議論

小泉総理 「道州制のあり方」について諮問 (2004 年 3 月)

第 28 次地方制度調査会 (2004 年 3 月設置)

会長：諸井虔氏

委員 (学識経験者・国会議員・地方六団体) 30 名、臨時委員 (学識経験者) 3 名

「道州制のあり方に関する答申」(2006 年 2 月提出)

広域自治体改革を国のかたちの見直しに結び付け、国の役割を本来果たすべきものに重点化し、内政に関しては地方が担うという分権型国家における役割分担を基本原則として、国、地方双方のあり方を再構築し、我が国の新しい政府像を確立するという見地に立つならば、「道州制の導入が適当と考えられる」と、分権時代における道州制の姿をはじめ具体的に示した。

道州制の制度設計

- ・ 47 都道府県を廃止して道州を設置
- ・ 区域は複数の都道府県単位が原則 (3 つの区域例)
- ・ 県の事務は大幅に市町村に移譲
- ・ 国の出先機関の事務はできる限り道州に移譲 など

安倍内閣（2006年9月発足） （3年での）道州制ビジョン策定を明言

道州制ビジョン懇談会（道州制担当大臣の私的懇談会）（2007年1月設置）

座長：江口克彦氏

構成員：15名

併置機関：道州制協議会（関東以外の地域ブロックごとの経済界代表を構成員として設置）

検討内容・スケジュール

- 道州制の導入により実現される地域社会、経済社会の姿や道州制の下における新しい国・地方の政府像などを検討
- 19年度中にも道州制についての理念や大枠の論点整理としての中間報告をとりまとめる予定

福田内閣（2007年9月発足） 懇談会の議論を継続

- ・第168国会所信表明演説：「地方分権の総仕上げである道州制の実現に向け、検討を加速する」

(2) 与党における議論

自由民主党・道州制調査会（2004年11月設置）

会長：杉浦正健氏（2006年10月～）

下部組織：次の5つの小委員会を設置

・道州制推進 ・道州と国との役割分担 ・道州の組織・権限 ・道州と基礎的自治体 ・道州と税財政制度

「道州制に関する第2次中間報告」（2007年6月とりまとめ）

激動する国際社会の中で国際戦略、危機管理などに強い中央政府と、自治体の再編による自立的政治・経済圏ともいふべき品格と活力に満ちた - 国並みの道州と基礎自治体から構成される、新しい国のかたちを創造すべきであり、「道州制の移行を断行する」と、道州制構想の骨格としてとりまとめ

（概要） ・外交など「国家の存立」や資源エネルギー対策といった「国家戦略」にかかわる機能に国の役割を集中し、それ以外の政策は基本的に地方へ移譲すべき

・基礎自治体について、一定の人口・財政規模を有するものに移行すべく、更なる市町村合併が必要

第2次中間報告の項目は、以下のとおり

- | | | |
|------------------|----------------|---------|
| 1 道州制の意義・目的、区割り等 | 2 道州と国の役割分担 | 3 道州の組織 |
| 4 道州制における基礎自治体 | 5 道州制における税財政制度 | 6 今後の展望 |

自由民主党・道州制推進本部（2007年11月設置）

本部長：谷垣禎一氏（政調会長）

下部組織：道州制調査会と同様に、5つの委員会を設置

設置の経過、今後のスケジュール

- 道州制調査会を、党総裁直属の道州制推進本部に格上げ（2007年11月総務会了承）
- 第2次中間報告で残された課題などの基本的な制度設計を議論し、19年度末までに第3次中間報告をまとめる

(3) 経済界における議論

日本経団連「道州制の導入に向けた第1次提言」(2007年3月発表)

新ビジョン「希望の国、日本」(2007年1月)の中で、2015年を目途として道州制の導入を提案。道州制導入の目的や具体的な制度設計等について検討した結果として提言を発表。

〔検討の結論〕

- ・国は、国家安全保障(外交、防衛) 司法、国家としての競争力を重視した政策を重点的に推進
- ・地域は、それぞれの特徴に応じた自律的な地域経営・行政を推進



わが国が抱える課題を、国・地方を通じて解決するため、道州制の導入が不可欠
国民の支持を得て、平成の「廃県置州」の実現を

日本経団連・道州制推進委員会(2007年5月設置)

委員長：中村邦夫氏(松下電器産業会長) 共同委員長：池田弘一氏(アサヒビール会長)

設置の経過、今後の取組

- 道州制の導入、実現に向けた活動を展開すべく、道州制推進委員会を新設(2007年5月定時総会)
- 2008年秋を目途に、中央省庁再編、道州間の財政調整、首都の位置づけ、道州への移行プロセス、法体系整備などの具体的な制度設計に関する第2次提言をとりまとめる予定

(4) 全国知事会による議論

道州制特別委員会 (2005 年 4 月設置)

委員長：石井正弘氏 (岡山県知事) (2006 年 11 月 ~) (委員会は 38 都道府県知事で構成)

下部組織：道州の組織・自治権に関するプロジェクトチーム (座長：神田愛知県知事)

道州制における税財政制度に関するプロジェクトチーム (座長：古川佐賀県知事)

議論の経過

- 国における議論の動向を見極めつつ、委員会と2つのプロジェクトチームで検討課題を役割分担して議論
- 全国知事会として1月にとりまとめた「道州制に関する基本的考え方」を踏まえ、これまでに国と地方の役割分担とそれを通じての国のあり方、条例制定権の拡充・強化、道州制における税財政制度などの課題検討を進めている

「道州制に関する基本的考え方」(2007 年 1 月とりまとめ)

道州制の検討にあたっての立場

道州制は、国のかたちの根本に関わるものであり、国と地方双方の政府を再構築し、真の分権型社会を実現するためのものであって、国の都合による行財政改革や財政再建の手段では決してない。また、道州制議論にかかわらず、まず第二期地方分権改革を着実に推進しなければならない。

道州制の検討に当たっての基本原則

- ・ 道州制は地方分権を推進するためのもの
- ・ 地方自治体は道州と市町村の二層制
- ・ 内政は基本的に地方が一貫して担う
- ・ 中央省庁の解体再編を含めた中央政府の見直し
- ・ 広範な条例制定権の確立
- ・ 自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築
- ・ 道州の区域は、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定

(5) 第二期地方分権改革の動向

地方分権改革推進法 (2006 年 12 月成立)

- ・ 政府内に、地方分権改革の推進体制 (地方分権改革推進委員会) を整備
国と地方の役割分担のあり方等を検討
- ・ 政府は「地方分権改革推進計画」を作成
個別法改正を一括して実施
- ・ 施行から 3 年間の時限法

地方分権改革推進委員会 (2007 年 4 月設置)

委員長：丹羽宇一郎氏

委員：7名

今後の検討内容・スケジュール等

- 国と地方の役割分担の明確化、これを踏まえた権限移譲の推進、その上での地方交付税、補助金、税源配分の一体的検討
- 「新分権一括法案」の3年以内の国会提出を目指す。(政府に総理が本部長となる推進本部を設置：2007年5月閣議決定)
- 委員会として、2007年5月に地方分権改革の推進に関する基本的考え方を、11月に中間的なとりまとめを提出
- 今後、課題をさらに掘り起こし、来春以降順次政府に対する勧告を提出

地方分権推進委員会最終報告

(2001 年 6 月)

地方税財源の充実確保、地方
財政の新秩序構築

国の法令による義務付け・枠
付け等の大幅緩和

事務権限の移譲

新たな自治制度の仕組みに関
する検討 (道州制)

住民自治の拡充方策
憲法改正 地方自治の本旨の
具体化と自治の保障手段の充
実

(6) 道州制議論・三重県の考え方

三重県としては、道州制の議論に関わらず、まず第2期分権改革を着実に推進することが不可欠であり、道州制は地方分権改革の中長期的な課題として議論されるべきと考えている。

地方分権改革の当面の課題に国・地方をあげて全力で取り組むこと

地方分権改革を進め、地方自らの責任により地域に最もふさわしい公共サービスが展開できるようにすることは、道州制を議論するうえでの前提条件である。**まずは、第二期分権改革**において大きな成果を生むよう、国・地方をあげて全力で取り組むべきである。

「この国のかたち」を国民に示していくことが必要であること

道州制を含め、地方分権改革についての議論を進めていくうえで重要なことは、わが国が目指すべき社会像について共通の理解を持つことであり、その社会を築いていくために「この国のかたち」がどうあるべきかを考える必要がある。国と地方の役割を明確化することで、「**この国のかたち**」を国民に示し、議論を深化させていくべきである。特に、公共サービスの範囲やあり方を踏まえた制度面・財政面での**国の果たすべき役割を明確化することが重要**である。

地域の視点・住民の視点からの十分な検討が必要であること

道州制の検討にあたっては、**地域の視点、住民の視点からの十分な検討**がなされ、住民が有する懸念についての方向性や考え方を示しながら、その理解を得ていくことが必要である。

三重県としては、特に次の視点を重視し、地域の実情を踏まえた議論が必要と考える。

- ・基礎自治体のあるべき姿と小規模自治体の補完のあり方
- ・地域間格差を拡大させない財政調整制度
- ・地域の多様性や良さを保ち続けられる仕組み

2 三重県から市町への事務移譲の状況

1 権限移譲制度の概要

住民に近いところで行われる決定ほど望ましいという『ニア イズ ベター』の考え方により、基礎自治体である市町への権限移譲は、できるかぎり包括的に行う必要があります。

市町への権限移譲は、現行法制度では大きく3つの制度で行われています。

(1) 指定都市・中核市・特例市制度 (資料2-1)

大都市制度により権限を移譲するもので、国への申し出により政令で指定を受けます。

指定都市制度は、人口50万人以上の市を対象とし、都道府県とほぼ同じ権限が得られる制度です(地方自治法第252条の19)。

中核市制度は、人口30万人以上の市を対象とし、保健所の設置、産業廃棄物処理施設の許可等の事務権限を一括して移譲する制度です(地方自治法第252条の22)。

特例市制度は、人口20万人以上の市を対象とし、騒音、悪臭、振動等の環境保全行政や都市計画等の権限を一括して移譲する制度です(地方自治法第252条の26の3)。

平成19年4月1日現在、全国に中核市は35市、特例市は44市あります。

(2) 個別法の権限移譲制度

法令による都道府県の事務を、政令による指定等の手続により、市町に事務・権限を移譲する制度を設けているものがあります。

代表的なものとして、特定行政庁(建築確認の事務)や保健所政令市などがあります。

(3) 条例による事務処理特例制度

都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県が条例で定めて、市町が行うこととする制度です(地方自治法第252条の17の2)。

2 三重県における権限移譲の概要

(1) 中核市・特例市制度	四日市市(特例市)
(2) 個別法の権限移譲制度	建築確認の事務 7市 (津,四日市,鈴鹿,松阪,桑名,伊賀(限定),名張(限定)) 保健所の事務 1市(四日市市)
(3) 条例による事務処理特例制度	「三重県の手続処理の特例に関する条例」(平成12年4月1日施行)により、県の事務を市町へ移譲しています。現在、『三重県権限移譲推進方針(平成17年6月策定)』(資料2-2)により推進しており、住民の利便性向上につながる権限の移譲が進んでいます。(資料2-3) (移譲例) 農地転用の許可等に関する事務 14市町 身体障害者相談員等に関する事務 6市 浄化槽法に関する事務 4市町 パスポート発行に関する事務 1市

3 他県事例について

総務省が平成18年度にまとめた「都道府県、政令指定都市の「集中改革プラン」の取組状況」において、埼玉県、神奈川県、広島県が、条例による権限移譲の取組事例として紹介されています。(資料2-4)

指定都市・中核市・特例市・一般市の比較

政令指定都市

制度概要

根拠法 地方自治法 252 条の 1 9
 沿革 昭和 31 年改正により創設
 要件 人口 50 万人以上で政令で定める市
 (実際は運用により人口 70 万人以上)
 区の設置

該当市 17 市 (H19.4.1 現在)
 最近の移行 静岡市 (H17.4.1)
 堺市 (H18.4.1)
 新潟市・浜松市 (H19.4.1)

【処理する主な事務】

(中核市に追加される事務)

- 民生行政に関する事務
- ・ 児童相談所の設置 (必置)
 - ・ 児童福祉施設の監督
 - ・ 身体障害者更生相談所の設置 (任意)
 - ・ 知的障害者更生相談所の設置 (任意)
 - ・ 障害者自立支援給付のうち精神通院医療の認定等
- 保健衛生行政に関する事務
- ・ 精神保健福祉センターの設置
- 都市計画等に関する事務
- ・ 都市再開発法による建築行為等の制限等
- 土木行政に関する事務
- ・ 市内の指定区間外の国道の管理
 - ・ 市内の都道府県道の管理
- 環境保全行政に関する事務
- ・ ばい煙、粉じん、排水の規制
- 文教行政に関する事務
- ・ 県費負担教職員の任免、給与の決定

中核市

制度概要

根拠法 地方自治法 252 条の 2 2
 沿革 平成 6 年改正により創設
 要件 人口 30 万人以上で政令で定める市
 面積要件 (100k m²以上) は平成 18 年に廃止

該当市 35 市 (H19.4.1 現在)
 最近の移行 青森市 (H18.10.1)
 盛岡市・柏市・西宮市・久留米市
 (H20.4.1 移行決定)
 前橋市・大津市・枚方市 (H21 以降目標)

【処理する主な事務】

- 民生行政に関する事務
- ・ 児童相談所の設置 (任意)
 - ・ 民生委員の推薦
 - ・ 身体障害者手帳の交付
 - ・ 生活保護施設の設置認可・監督
 - ・ 母子・寡婦福祉資金の貸付
 - ・ 老人福祉施設の設置認可・監督
 - ・ 障害者自立支援給付のうち育成医療の認定等
- 保健所の設置 (保健所設置市が行う事務)
- ・ 食品衛生に関する事務 (飲食店営業等の許可等)
 - ・ 墓地・火葬場の経営許可
 - ・ 浄化槽設置等の届出
 - ・ 温泉の供用許可
- 都市計画等に関する事務
- ・ 都市計画施設区域内の建築の規制
 - ・ 土地区画整理事業の監督
 - ・ 屋外広告物の規制
- 環境保全行政に関する事務
- ・ ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出
 - ・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
- 文教行政に関する事務
- ・ 県費負担教職員の研修

特例市

制度概要

根拠法 地方自治法 252 条の 2 6 の 3
 沿革 平成 11 年改正により創設
 要件 人口 20 万人以上で政令で定める市

該当市 44 市 (H19.4.1 現在)
 最近の移行 鳥取市 (H17.10.1)
 つくば市・太田市・伊勢崎市・長岡市・
 上越市 (H19.4.1)
 春日部市 (H20.4.1 移行決定)
 熊谷市 (H21 以降目標)

【処理する主な事務】

- 都市計画等に関する事務
- ・ 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
 - ・ 市街地開発事業の区域内の建築の許可
 - ・ 都市計画事業の施行地区内の建築等の許可
 - ・ 市街地再開発事業の施行地区内の建築等の許可
 - ・ 土地区画整理組合の設立の許可
 - ・ 土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
 - ・ 住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可
 - ・ 宅地造成の規制区域内の宅地造成工事の許可
- 環境保全行政に関する事務
- ・ 騒音を規制する地域、規制基準の指定
 - ・ 悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
 - ・ 振動を規制する地域の指定
- その他
- ・ 計量法に基づく勧告、定期検査

一般市

制度概要

根拠法 地方自治法 8 条
 要件 人口 5 万人以上
 (合併新法による場合は 3 万人以上)
 中心市街地戸数 6 割以上
 都市的業態従事者・同一世帯者数 6 割以上

【処理する主な事務】

- 民生行政に関する事務
- ・ 福祉事務所の設置
- 商工行政に関するもの
- ・ 商店街振興組合と同連合会の設立認可、役員変更の届出受理、定款変更の認可、解散の届出の受理
- 文教行政に関する事務
- ・ 史跡・名勝・天然記念物の軽微な現状変更等の許可、その取り消し、停止命令

三重県権限移譲推進方針の概要

1 方針策定の趣旨

市町村が、これまで以上に自主性・自立性の高い行政運営を行うとともに、多様化する住民のニーズに迅速かつ的確に応えていくことが、喫緊の課題です。県は、市町村への積極的な権限移譲を通じて市町村がこうした課題に対して的確に対応できるよう、この方針を策定しました。

2 権限移譲推進の基本的考え方

（県と市町村の役割分担のあり方）

県と市町村の役割分担については、「補完性の原理¹」に基づく考え方を重視し、次の視点から判断することが必要です。

- ・ 当該事務が住民にとって身近な事務か
- ・ 住民へのサービス提供を迅速かつ的確に行うことができるか
- ・ 事務の対象者や事務処理の効果、影響を考慮した場合に適切な行政区域であるかなお、地域の特性等に対応するため、市町村との協議のうえ判断していく必要があります。

（権限移譲のあり方）

権限移譲は、市町村の主体性向上や住民の利便性向上を目的とし、県と市町村双方の行政の質の向上に寄与するものでなければなりません。

（権限移譲推進の5原則）

住民の利便性向上の原則

市町村との役割分担をふまえ、住民の利便性向上に資するような権限移譲を行います。

市町村優先の原則

市町村において、より自主的・主体的な取り組みや効果的・効率的な事務執行が行えるよう、可能なかぎり包括的に移譲します。

権限・財源の一体移譲の原則

権限移譲によって生じる事務処理が、市町村に過度な財政負担を及ぼすことがないよう、必要な財源を権限と一体で移譲します。

事務処理体制適正化の原則

権限移譲を受ける市町村の事務処理体制上必要があるときには、人的支援を行うとともに、県、市町村の双方にとって効果的・効率的かつ適正な組織体制を構築します。

公正・透明性の原則

移譲の協議は、必要な書面や標準的な協議期間などを定めた手続きにより、公正で透明な手順で行います。

¹ 「住民ができることは住民が優先的に執行することを原則とし、次いで住民にもっとも身近な市町村が担い、市町村が執行できないときは、県が担う」とする考え方。

3 権限移譲の方法

権限移譲は、『市町村へ移譲可能とする事務²』から次の方法によって行います。

(1) 包括的権限移譲

事務処理迅速型（型）パッケージ

同一目的の法令等に定めのある複数の項目をパッケージとします。

（一連の事務権限を市町村に一元化し、迅速かつ主体的な対応を可能とします。）

地域課題解決型（型）パッケージ

複数の法令等に定めのある事務権限をパッケージとします。（別紙参照）

（関連する事務権限を市町村に一元化し、自主的・主体的な地域課題の解決を可能とします。）

(2) 個別権限移譲

法令等に定めのある必要な項目を個別に移譲します。

4 権限移譲に伴う支援及び措置

(1) 権限移譲に伴う財政支援及び措置

権限移譲の際には、地方財政法第 28 条第 1 項の規定に基づき、「三重県の事務処理の特例に関する条例に基づく交付金交付要綱」に定める財政措置を行います。

特に、包括的権限移譲については、市町村の事務負担も一時的に大きくなることから、上記の財政措置に加え、一定期間を限って財政支援を行うことができるものとしてします。

(2) 権限移譲に伴う人的支援

権限移譲にあたり、市町村において円滑かつ適切な事務処理が可能となるよう必要に応じて県職員の派遣や市町村職員の受入研修などにより支援します。

なお、支援の内容については、移譲事務の処理にあたって求められる専門性の程度や県、市町村の事務処理体制の状況等をふまえ、双方が協議のうえ決定するものとしてします。

5 推進期間

この方針に基づく推進期間は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 か年とし、特に平成 17 年度から平成 19 年度までの期間は集中的に取り組むものとしてします。

² 県から市町村への移譲可能な事務は、現在 166 法令 3,522 項目あります。

(別紙)

地域課題解決型(Ⅱ型)パッケージの例

パッケージ名	移譲項目	根拠法令等
産業保安パッケージ	液化石油ガスの保安に関する事	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律—液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令
	火薬類の取締りに関する事	火薬類取締法(消費関係)—火薬類取締法施行規則
	高圧ガスの保安に関する事	高圧ガス保安法(販売・冷凍関係)
消費者取引支援パッケージ	特定商取引(訪問販売業、連鎖販売業等)に関する事	特定商取引に関する法律
	消費生活用製品の安全に関する事	消費生活用製品安全法
	家庭用品の品質表示に関する事	家庭用品品質表示法
	電気用品の安全に関する事	電気用品安全法
住民に身近な福祉向上パッケージ	身体障害者相談員の委託に関する事	身体障害者福祉法 └ 身体障害者福祉法施行令 └ 身体障害者福祉法施行規則
	知的障害者相談員の委託に関する事	知的障害者福祉法—知的障害者福祉法施行規則
	認可外の保育所に関する事	児童福祉法
自然環境保全パッケージ	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 └ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則
	国立公園に関する事	自然公園法—自然公園法施行令
	自然環境の適正な保全に関する事	三重県自然環境保全条例
	県立自然公園に関する事	三重県立自然公園条例
環境問題地域解決型パッケージ	生活環境の保全に関する事	三重県生活環境の保全に関する条例 └ 三重県生活環境の保全に関する条例施行規則
	悪臭の防止に関する事	悪臭防止法
	振動の規制に関する事	振動規制法
	騒音の規制に関する事	騒音規制法
	特定工場における公害の防止に関する事	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
農地有効利用促進パッケージ	農地の転用に関する事	農地法
	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に関する事	租税特別措置法
	農業振興地域における開発に関する事	農業振興地域の整備に関する法律
個性ある地域づくりパッケージ	国土利用計画に関する事	国土利用計画法—国土利用計画法施行令
	農地の転用に関する事	農地法
	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に関する事	租税特別措置法
	都市計画区域等における開発に関する事	都市計画法—都市計画法施行規則
	都市計画区域外における開発に関する事(1ha以上)	三重県宅地開発事業の基準に関する条例
	森林における行為の制限等に関する事	森林法
	国立公園に関する事	自然公園法—自然公園法施行令
	自然環境の適正な保全に関する事	三重県自然環境保全条例
県立自然公園に関する事	三重県立自然公園条例	

	農業振興地域における開発に関する こと	農業振興地域の整備に関する法律
	砂防指定地内における行為の制限等 に関すること	三重県砂防指定地等管理条例
	優良住宅（宅地）に係る税の減免措置 に関すること	租税特別措置法
土砂災害防止パ ッケージ	砂防指定地内における行為の制限等 に関すること	三重県砂防指定地等管理条例
	急傾斜地の崩壊防止に関すること	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律
	森林における行為の制限等に関する こと	森林法
景観を活かした まちなみづくり パッケージ	屋外広告物に関すること	屋外広告物法及び三重県屋外広告物条例
	良好な景観の形成に関すること	景観法
建築物を活かした まちづくりパ ッケージ	建築確認等に関すること	建築基準法等
	建築物の耐震改修に関すること	建築物の耐震改修の促進に関する法律
	密集市街地における防災街区の整備に 関すること	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
	エネルギーの使用の合理化に関する こと	エネルギーの使用の合理化に関する法律
	浄化槽に関すること	浄化槽法
	ハートビル法に関すること	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
	建設リサイクルに関すること	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
	公共的施設におけるバリアフリーの推 進に関すること	三重県バリアフリーのまちづくり推進条例
	都市計画区域内における建築行為等 に関すること	都市計画法－都市計画法施行規則
計画的なまちづ くりパッケージ （許認可）	都市計画区域等における開発に関する こと	都市計画法－都市計画法施行規則
	都市計画区域外における開発に関する こと（1ha以上）	三重県宅地開発事業の基準に関する条例
	優良住宅（宅地）に係る税の減免措置 に関すること	租税特別措置法
計画的なまちづ くりパッケージ （事業）	都市計画区域内における建築行為等 に関すること	都市計画法－計画法施行規則
	密集市街地における防災街区の整備に 関すること	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
	都市再開発に関すること	都市再開発法－都市再開発法施行令
	土地区画整理に関すること	土地区画整理法－土地区画整理法施行令
	特定優良賃貸住宅に関すること	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
	農住組合に関すること	農住組合法
文化財の保護パ ッケージ	文化財の保護に関すること	文化財保護法－文化財保護法施行令
		三重県文化財保護条例

市町村への包括的な権限移譲の事例

方法

移譲する権限の例

埼玉県

まとめて権限を受ける意思がある市町村を分権モデル市町村(彩の国中核都市、まちづくり分権自治体)に指定し、一括して権限移譲する。

彩の国中核都市への移譲

- 大気、水質汚濁防止等環境関連事務
- ダイオキシン類対策に関する事務
- 農地転用の許可等
- 工場立地法に基づく届出、勧告
- マンション建替に係る組合設立認可
- 浄化槽管理者の指導
- 墓地、納骨堂、火葬場の経営許可
- 品質表示の適正化に関する事務
- 未熟児の訪問指導
- 土地区画整理事業に係る認可事務
(施行面積5ha未満に限る。)
- 開発行為の許可
- 屋外広告物の許可、違反是正指導
- 公有地拡大推進法に係る申出、届出

など

(彩の国中核都市=人口15万程度以上)

神奈川県

市町村の意向を尊重しながら県の権限を一定のまとまり(子育て支援に係る権限、土地利用に係る権限等)毎に包括的かつ計画的に移譲する。

子育て支援に係る権限

- 未熟児の訪問指導
- 認可外保育施設の届出の受理
- 障害児福祉手当、特別障害者福祉手当の受給資格の認定申請の受理

土地利用に係る権限

- 市街地再開発事業における組合設立及び個人施行の認可
- 農地転用の許可(2ha以下)
- 開発行為の許可
- 土地区画整理事業における組合設立及び個人施行の認可(5ha未満)

など

広島県

県と市町の役割分担を見直し、市町の規模に差を設けることなく権限移譲する。(単独の市町で規模や性質の面で実施困難なものは一部事務組合や広域連合の活用など、多様な方法を移譲の具体化に当たって検討する。)

- 生活保護の開始等
- 児童扶養手当の認定・支給
- 理容所、美容所の業務停止命令、開設の届出受付、立入検査等
- クリーニング所の開設届出受付、構造設備の検査・確認、立入検査
- 大規模小売店舗の新設届出の受理
- 一般廃棄物処理施設の設置許可
- 開発行為の許可
- 建築確認
- 農用地区域内の開発行為許可
- 農地転用の許可

など

3 県域を越えた広域行政の取組状況

1 広域行政の位置づけ

本県の県域を越えた広域行政の推進につきましては、総合計画「県民しあわせプラン」の第二次戦略計画において、中部圏、近畿圏、環伊勢湾や紀伊半島地域などの関係府県等との間で、共通の政策課題に対応すべく多様な分野の交流・連携事業に積極的に取り組むことにより、有益な県民サービスの提供につながる環境整備を進めます。特に、新しい課題に対しては、経済界等多様な主体とともに、有効な解決策を検討して、課題解決に取り組めます。

2 広域連携に対する取組

(1) 広域連携組織

中部圏知事会、近畿ブロック知事会、日本まんなか共和国、東海三県一市連絡協議会、紀伊半島振興対策協議会をはじめ、官民の連携組織である関西広域機構（KU）、国等の関係機関も含めた連携組織である伊勢湾再生推進会議などを通じて、広域連携事業に取り組んでいます。

(2) 主な連携事業

・“子育て応援・関西キャンペーン”事業

平成18年度の近畿ブロック知事会議において、官民協働による少子化対策を推進することが合意され、本年度から官民の連携組織である関西広域機構において、“子育て応援・関西キャンペーン”事業を推進しています。

・広域観光の推進

平成17年度の中部圏知事会議において、中部広域観光推進協議会との連携を図り、広域観光の活性化を推進していくことが合意され、中部の特色ある観光資源を有する東海・北陸・信州の各地域（9県1市）が経済団体と広域的に連携し、海外ミッションを派遣するなど、広域観光を推進しています。

・グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ(GNI)

平成17年度の東海三県一市知事市長会議において、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブへの取組に関して、中部経済産業局の参画を要望していくことやこの地域の魅力を情報発信していくことなどが合意され、現在、中部経済産業局、3県、24市、経済団体等が連携して、国際的産業交流を促進する活動を行っています。

- ・伊勢湾再生の推進

平成16年度の東海三県一市知事市長会議において、伊勢湾の保全・再生に向けて国や関係機関にも働きかけ、伊勢湾再生推進会議（仮称）の設置も含めた広域的な取組を検討することが合意され、17年度に、国の関係機関も含めて伊勢湾再生推進会議を設立し、翌18年度に伊勢湾再生行動計画を策定し、伊勢湾の再生に向けて関係機関が連携し取り組んでいます。

- ・多文化共生の推進

平成18年度の東海三県一市知事市長会議において、地域の経済活動を支える外国人労働者を適正に受け入れるため、企業の社会的責任の視点を踏まえ、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の策定に取り組むことが合意され、現在、経済団体等とも連携し、策定に向けて取り組んでいます。

- ・日本まんなか共和国文化首都事業の推進

平成12年度の日本まんなか共和国知事サミットにおいて、4県が連携して多彩な文化活動を展開することが合意され、毎年、まんなか共和国内に文化活動の拠点となる文化首都を置き、ここを中心に遷都式、4県親子文化交流事業、4県伝統芸能交流事業、文化フォーラム等を実施しています。

- ・産業廃棄物の県境路上検査の共同実施

日本まんなか共和国において、県境を越えて広域的に移動する産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、隣接県が共同し、県境付近において産業廃棄物運搬車両に対する路上検査を実施しています。

- ・ドクターヘリの3県共同利用

平成14年度の紀伊半島知事会議で、和歌山県が導入するドクターヘリを3県で共同利用することが合意され、紀伊半島における3次救急医療体制の充実が図られています。